

# 地域の森・花づくり活動支援事業 ガイドブック



公益財団法人

福岡市緑のまちづくり協会

## ① 地域の森・花づくり活動支援事業とは

この事業は、市民のみなさんで結成された団体が公共用地（※管理者が公的機関である）において自主的に取り組む緑化活動を育成・支援することにより、緑の普及啓発、地域の環境改善、地域コミュニティの形成などを図ることを目的とするもので、「地域の森づくり」と「地域の花づくり」の2種類があります。

この事業の助成金の交付を受けるには地域の森・花づくり団体として認定を受けなければなりません。

### ◆認定の申請期間

上半期	1月4日から1月末日まで
下半期	7月1日から7月末日まで

### ◆活動支援事業の概要

	地域の森づくり		地域の花づくり
	樹林地等の保全・管理	まちなか緑づくり	
認定の条件	1.活動内容について、活動場所の所有者または管理者の承認を得ていること。 2.会員数が5名以上の団体の組織・および活動計画・収支予算が整っており、5年以上の継続ができること。 3.営利を目的とした団体ではないこと。 4.特定の宗教等に基づいた団体でないこと。		
	5.福岡市内にある樹林地等において市民等により結成された団体が自主的に取り組む保全管理・再生活動を行う団体。 6.活動区域の面積が300㎡以上であること。	5.福岡市内において市民等により結成された団体が自主的に取り組む市街地に植樹を行う活動。 6.活動区域面積が150㎡以上のもの。	5.福岡市内にある公共用地において自主的に花壇づくり等を行う団体。 6.花壇等の面積が10㎡以上であること。
助成金額	【3年間】 年間上限20万円	【3年間】 *150㎡以上300㎡未満 年間上限10万円 *300㎡以上 年間上限20万円 【4年目以降】 *150㎡以上300㎡未満 年間上限5万円 *300㎡以上 年間上限10万円	【5年間】 年間1㎡あたり2000円 上限20万円
	【4年目以降】 年間上限10万円		【6年目以降】 年間1㎡あたり1000円 上限10万円

\*初年度、下半期認定の団体は半額になります。

\*下半期認定団体の助成対象期間は、認定年度も1年として加算します。

## ② 活動支援事業の流れ (新規認定申請から助成金交付まで)

### 団体の認定

助成金の交付を受けるためには、地域の森・花づくり活動団体としての認定が必要です。「地域の森・花づくり活動団体認定申請書」に必要な書類を添えて提出し、認定審査を受けてください。「地域の森づくり活動団体認定申請書」などの書類は、ホームページからダウンロードすることもできます。

#### ①認定申請

申請に必要な書類をそろえてください。  
記入見本を参考にしながら必要事項を記入し、  
協会窓口へ提出してください。

##### 提出書類

- 地域の森・花づくり活動団体認定申請書(様式1)
- 活動場所の位置図および区域図
- 活動計画書(様式6)
- 現場写真
- 団体規約および組織が確認できる書類会員名簿(様式1-1)
- 活動場所の所有者または管理者の活動に対する許可書(コピー可)

#### ②調査

認定にあたり、現地調査及び書類審査を行います。現地審査の日時をご相談いたします。

#### ③認定審査会

審査は、申請書類及び面接により行います。審査員の前で団体の活動についてのPRをしていただきます。

#### ④認定・認定通知

協会から「地域の森・花づくり活動団体認定通知書」を送付します。

#### ⑤助成金交付申請

助成金交付のための手続きをして  
記入見本を参考にしながら必要事項を記入し、  
協会窓口へ提出してください。

##### 提出書類

- 助成金交付申請書(様式5)
- 活動計画書(様式6)
- 請求書  
\*□座名義人が団体の代表者でない場合は「委任状」が必要です。
- 預金通帳の表紙・表紙の裏面のコピー

#### ⑥助成金交付

指定口座に助成金を振り込みます。

#### ⑦活動実績報告(年2回)

活動の報告は、上半期活動報告書を10月末日、  
年間の活動報告書を3月末日までに協会窓口へ  
提出してください。

年間の活動報告書に基づき、助成金の適正な  
支出について確認調査を行います。活動計画に基づき  
活動されていない、または助成金に残りが生じた場合は  
返還手続きが必要となります。

##### 提出書類

- 上半期活動実績報告 10月末まで
- 上半期活動報告書(様式9-2)
- 記録写真(4月~9月)
- 年間の活動実績報告 3月末まで
- 活動実績報告書(様式9)
- 助成金支出明細書(様式9-1)
- 領収証つづり(シート可)
- 記録写真(10月~3月)
- 下半期活動報告書(様式9-3)

## 助成金申請について（毎年必要な手続き）

認定団体については、「地域の森・花づくり活動団体認定申請書」の提出は必要ありません。「助成金交付申請書」などの書類は、当協会のホームページからダウンロードすることもできます。

### ①助成金交付申請



助成金交付のための手続きを3月末日までに協会窓口へ提出してください。

記入見本を参考にしながら必要事項を記入してください。

#### 提出書類

助成金交付申請書 3月末まで

助成金交付申請書（様式5）

活動計画書（様式6）

請求書

\*  口座名義人が団体の代表者でない場合は「委任状」が必要です。

預金通帳の表紙・表紙の裏面のコピー

### ②助成金交付

指定口座に助成金を振り込みます。

### ③活動実績報告（年2回）



活動の報告は、上半期活動報告書を10月末日、年間の活動報告書を3月末日までに協会窓口へ提出してください。

年間の活動報告書に基づき、助成金の適正な支出について確認調査を行います。活動計画に基づき活動されていない、または助成金に残りが生じた場合は返還手続きが必要となります。

#### 提出書類

上半期活動実績報告 10月末まで

上半期活動報告書（様式9-2）

記録写真（4月～9月）

年間の活動実績報告 3月末まで

活動実績報告書（様式9）

助成金支出明細書（様式9-1）

領収証つづり（レシート可）

記録写真（10月～3月）

下半期活動報告書（様式9-3）

### ③ よくある質問

#### ●森づくり・花づくり共通事項

Q どのような団体が対象となるか。

A 「市民等により結成された団体」、「自主的に取り組む活動を行う団体」を対象とする。

【例】 対象となる団体…町内会、自治会、企業の連合体としての団体

対象外となる団体…企業名が入った団体、企業が単独で行う活動、受託による活動

Q 他の補助金等を受けていても助成金の対象となるか。

A 福岡市以外の自治体、自治会、企業等から活動資金等を受けている団体は対象となるが、福岡市から当事業と同じ場所での活動に補助金等を受けている団体は対象外とする。

ただし、以下の場合はこの限りではない。

- 〔・経理を明確に分けることができ、別事業とみなしうる場合
- 〔・活動資材等のみを受けている団体

また、地域の森づくりについて、福岡市の各区や指定管理者が管理する都市公園での活動は、公園愛護会の活動と重複して支援することになるため対象外とする。

Q 「団体の組織が整っている」とはどのようなことか。

A 組織として「代表」「副代表」「会計」「監事」の4役員を必要とする。また、会員数については団体を維持するための最小員数として、役員を含め原則5名以上とする。

Q 助成金はどのようなことに使えるか。

A 当助成金は花を増やし、整備するためのものなので、それに付随する活動については対象とならない場合もある。助成金の対象となる経費は以下の通りとする。これ以外の経費については、使う前に必ず協会に確認すること。

#### ○植物、花苗等の購入費

- ・樹木、花苗、種子の購入費（送料も対象とする）。
- ・高価な植物は対象外とする。1本当たりの単価は原則として木本類は5,000円、草本類は2,500円を限度額とする。
- ・限度額以上の植物でも、残りの金額を助成金以外で支払う場合は対象とする。

#### ○道具、資材等の購入費

- ・スコップ、くわ、軍手等の道具、肥料、土壌改良材、薬剤、花壇枠や看板の材料費等の資材の購入費。
- ・50,000円未満の資材の購入費は対象とする（簡易な倉庫・草刈機等）。
- ・50,000円以上の資材でも、残りを助成金以外で支払う場合は対象とする。
- ・購入した備品には協会から支給されたシールを貼り、多くの方が利用できるように配慮すること。

#### ○管理経費

- ・会議室使用料、書籍購入費、通信費、消耗品等の管理経費。
- ・通信費については、領収書が取れる切手等を対象とする。
- ・消耗品費については、用紙等事務用品を対象とする。

- ・会報、ポスター、チラシの印刷費。ただし、助成金の30%以内の金額とする。
- ・活動日における茶菓は、1人当たり1日200円を限度として対象とする（会員以外の方も含む）。ただし、助成金の30%以内の金額とする。
- ・資材等の運搬に使用する運搬機械等のレンタル料。
- ・活動場所で使用する道具の修理費。ただし、高額な場合は除く。
- ・ボランティア保険料（会員以外の方も含む）。
- ・花壇の水やりに使用するための水道料金。
- ・花苗等の買い出し、協会への報告書提出、表彰式への参加等にかかる交通費。
- ・着用するものについては以下の表の通りとする。

#### 以下の項目については対象外

- ・通信費のうち領収書が取れない電気代、電話代等。
- ・会員の賃金、交通費、会員への謝礼金・手当等の会員内の人件費。
- ・団体専用の事務室、事務機器、電話料金等の経常的な経費。
- ・団体が業者に委託して行う工事、及び活動の企画、運営、調査、会報作成、ホームページの維持管理等の経費。
- ・1人当たり1日200円を超える飲食費（懇親会費、弁当費等）。
- ・デジカメ、プリンターの購入、修理費。

#### ○講習会等の経費

- ・技術研修会等のための講習会、研修会に必要な交通費、講師謝礼金（ただし、講師は会員以外とする）等の費用を対象とする。ただし、助成金の30%以内の金額とする。
- ・協会が主催するイベント出席のための交通費。

#### ○その他

- ・活動場所で使用するものの購入費、使用料等のみを対象とする。
- ・「地域の森づくり」における花苗やセダム等、木本類以外の植物や花壇枠等の材料費については、助成金の40%以内の金額とする。

#### Q 実績報告書の領収書に貼付する写真は、購入金額に定めがあるのか。

- A 単価が5,000円以上、もしくは1回あたり合計5,000円以上の商品（花苗・道具など）を購入した場合、写真を提出してください。

## ●森づくりについて

Q 「樹林地等の保全・管理」において助成の対象となる活動はどのようなものか。

A 自然樹林地において保全管理を行う活動（間伐、除伐、剪定、除草など）または、自然樹林地を再生する活動（植樹）を対象とする。

また、福岡市公園愛護会活動と重複する福岡市の各区や指定管理者が管理する都市公園、緑地での地域の森づくり活動は対象外とする。

Q 「樹林地等の保全・管理」において助成金の対象となる場所はどこか。

A 管理者から許可を得た区域全体を「許可区域面積」とし、300㎡以上であれば助成金の対象となる。なお、対象となる土地の管理者は公的機関とする。

## ●花づくりについて

Q 地域の花づくり活動において助成の対象となる場所はどこか。

A 土地の管理者が公的機関で、認定区域面積が10㎡以上であれば助成の対象とする。

Q 助成の対象となる「認定区域面積」はどの面積を指すか。

- A
- ・認定にあたり土地の管理者から許可を得た区域全体を「許可区域面積」とする。そのうち、緑のまちづくり協会が現地で計測して活動区域と認定した面積を「認定区域面積」とし、助成金の対象とする。
  - ・認定区域面積の算出は、花壇やプランター等の表面にある土の部分のみを計上する。
  - ・既に宿根草や低木があり、今後植え替える予定がない場合、その植栽面積は認定区域面積から控除する。



認定区域面積＝花壇の面積（ $a \times b$ ）－（樹木の面積）－（石の面積）－（通路の面積）－（宿根草の面積）

Q フラワーボックス（プランター）はどのようなものが対象となるか。

A 市役所が貸与しているものをはじめとした移動が困難な大型のプランター（30ℓ以上の容量がある製品）を対象とし、一般家庭用の簡易なプランターは対象外とする。